

# 令和6年度慰霊巡拝等派遣費補助金公募要領

## 1. 令和6年度慰霊巡拝等派遣費補助金の目的

本補助金は、先の大戦により、海外等において戦没された日本人の慰霊巡拝事業及び戦没者遺児による慰霊友好親善事業、先の大戦の各地域における戦争体験を次世代に語り継ぐ平和の語り部事業の実施を交付の目的とする。

## 2. 応募資格者

本補助金に応募できる者は、国及び地方公共団体を除く法人又は任意団体（法人格を有しない任意団体の場合は、会計処理、意思決定、責任体制等の方法について規約等が整備されていること。）であって営利を目的とせず、以下の要件を全て満たすものとする。

- (1) 事業を行う具体的計画を有し、かつ、事業を着実に実施できる能力を有する団体であること。
- (2) 事業にかかる経理及びその他の事務について、適切な管理体制及び処理能力を有する団体であること。
- (3) 国が行う慰霊事業に関する知見及び理解を有する団体であること。
- (4) 不誠実な行為がなく、信用状態が良好な団体であること。
- (5) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (6) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (7) 厚生労働省から業務等に関し指名停止を受けている期間中でないこと。
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は第2条第6号に規定する暴力団員ではないこと。
- (9) 暴力団又はその暴力団員若しくは暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者が所属している団体ではないこと。
- (10) 破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）第4条に規定する暴力主義的破壊活動を行ったか、行う恐れがある団体ではないこと。
- (11) 個人情報取扱に関する規程を有している団体であること。
- (12) 次の各号に掲げる制度が適用される団体にあつては、この公募の申請書提出期限の直近2年間（オ）及び（カ）については2保険年度）

の保険料について滞納がないこと。

- (ア) 厚生年金保険、(イ) 健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）、
- (ウ) 船員保険、(エ) 国民年金、(オ) 労働者災害補償保険、(カ) 雇用保険

### 3. 補助対象事業

#### (1) 慰霊巡拝事業

##### ① 事業内容

国が行う慰霊巡拝事業に参加する遺族に対し旅費等の補助として支給される補助金の支払いを行う。

##### ② 補助事業数

1事業

#### (2) 戦没者遺児による慰霊友好親善事業（以下「慰霊友好親善事業」という。）

ロシア（旧ソ連地域）を含む海外14程度の地域（以下「事業対象地域」という。）において、それぞれ①及び②のとおり事業を行う。

##### ① 広域事業内容

ア 事業対象地域において、現地の人々と戦争犠牲者という共通の立場で友好親善を図りつつ戦争犠牲者の慰霊追悼を行う。

イ 参加者の募集規模は14程度の地域全体で概ね792名とする。

##### ② 特定地域事業内容

ア 事業対象地域のうち、ある特定の1地域において、短期間（1週間程度）で現地の人々と戦争犠牲者という共通の立場で友好親善を図りつつ戦争犠牲者の慰霊追悼を行う。

イ 参加者の募集規模は1地域あたり概ね36名とする。

##### ③ 補助事業数

4 事業（①（広域事業 1 事業）、②（特定地域事業 3 事業）の合計）

※ 友好親善の例

- ・ 現地戦争犠牲者等との交流会を実施すること。
  - ・ 公共施設や巡拝地等の環境整備又は清掃を実施すること。
  - ・ 現地住民と文化交流を実施すること。
- などの、現地住民との友好親善を図れる事業を実施すること。

（3） 平和の語り部事業

① 事業内容

ア 戦没者遺族をはじめとする国民が各地域で体験した戦争に関する記憶を次世代に語り継ぐ講話活動を全国で行う。

イ 全都道府県において各 1 回以上、かつ、合計 500 回以上の講話活動を実施する。

② 補助事業数

1 事業

4. 実施期間

令和 6 年度内に開始し、完了すること。

5. 補助対象経費等

経費の補助については、別に定める「令和 6 年度慰霊巡拝等派遣費補助金交付要綱」及び「令和 6 年度慰霊巡拝等派遣費補助金（平和の語り部事業）」（以下「交付要綱」という。）に基づいて行われるものである。

なお、交付要綱における主な規定は以下のとおりである。

（1） 慰霊巡拝事業

① 補助対象経費

補助対象経費については、参加遺族の内国旅費及び外国旅費とする。

② 補助金額

27, 999 千円以内

※ 予算の範囲内で国庫補助が行われるものであり、補助金額は申請金額を下回ることがあるので留意すること。

(2) 慰霊友好親善事業

① 補助対象経費

補助対象経費については、引率職員旅費、参加者旅費、借料及び損料、雑役務費、印刷製本費、通信運搬費、賃金（広域事業のみ）、友好親善経費及び広報経費（広域事業のみ）とする。

なお、賃金については、事業の実施に必要な資料整理等を行う者を雇用する経費のみを補助金対象経費とする。

② 補助金額

ア 広域事業：221,013千円以内

イ 特定地域事業：37,885千円以内

（1地域あたりの上限額：12,628千円）

※ 予算の範囲内で国庫補助が行われるものであり、補助金額は申請金額を下回ることがあるので留意すること。

(3) 平和の語り部事業

① 補助対象経費

補助対象経費については、研修講師謝金、講師旅費、語り部講話謝金、出張講話旅費、消耗品費、借料及び損料、雑役務費、印刷製本費、通信運搬費、賃金、広報経費とする。

なお、賃金については、事業の実施に必要な資料整理等を行う者を雇用する経費のみを補助金対象経費とする。

② 補助金額

25,000千円以内

※ 予算の範囲内で国庫補助が行われるものであり、補助金額は申請金額を下回ることがあるので留意すること。

6. 応募に当たっての留意事項

(1) 補助金の管理及び経理について

本補助金は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）等の適用を受け、補助金の目的外使用などの違反行為を行った者に対しては、補助金の交付決定を取消し、返還等の処分が行われるので十分留意すること。

また、補助金の管理及び経理の透明化並びに適正化を図るために、事

業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理すること。

(2) 慰霊巡拝事業

内国旅費及び外国旅費については、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）で定める2級相当で算定された金額を使用すること。

(3) 慰霊友好親善事業

経費については、社会通念上相応の単価を用い、事業内容に照らして適切な員数、回数、数量等を見込んで積算すること。

(4) 平和の語り部事業

経費については、社会通念上相応の単価を用い、事業内容に照らして適切な員数、回数、数量等を見込んで積算すること。

7. 公募期間

令和6年2月16日（金）～ 同年3月1日（金）

8. 提出書類

(1) 事業実施計画の承認申請書（別紙様式）

(2) これまでの慰霊事業に関する取組活動やその成果に関する資料（様式任意）

(3) 応募団体の業務・活動内容を示したパンフレット（又はこれらに準じるもの。）

(4) 定款、役員名簿及び最新の決算（営業）報告書1年分（又はこれらに準じるもの。）

(5) 組織規程、経理規程等組織運営に関する規程、個人情報取扱規程（又はこれらに準じるもの。）

(6) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）に基づく認定（えるぼし認定）、次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）に基づく認定（くるみん認定又はプラチナくるみん認定）及び青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45年法律第98号）に基づく認定（ユースエール認定）を受けている場合には認定証の写し

(7) 総会等で承認されている直近の事業計画及び収支予算書（又はこれら

に準じるもの。)

- (8) その他応募団体が補助事業を適正に執行できる体制にあることを示す資料(補助事業を実施できる能力、補助事業に係る経理その他の事務について適切な管理体制及び処理能力を有する内容を示すこと。)
- (9) 上記6(3)によりがたい相当の事由がある場合には、その理由や積算の考え方などを記した書面

## 9. 提出期限

**令和6年3月1日(金) 17:00必着にて**、厚生労働省社会・援護局事業課(以下「厚生労働省」という。)に上記8. で定めた書類を郵送(宅配便、バイク便でも可)及び電子メール(PDF ファイル)により提出すること。

## 10. 採択方法

社会・援護局事業課長が開催する「令和6年度慰霊巡拝事業等評価委員会」で提出された事業計画等の審査を行い、補助金交付対象事業を決定する。審査終了後、採択の可否について応募者に対し通知する。

なお、応募内容について、必要に応じ厚生労働省から応募者に対し問い合わせを行う場合がある。

## 11. 交付申請

各事業の採択決定の通知を受理した団体は、別に定めるところにより、交付申請書を厚生労働省に提出すること。

## 12. 事業実績報告

補助金交付対象となった団体においては、交付決定後四半期毎に(第4四半期を除く)、各四半期終了後1ヶ月を経過した日までに別に定める状況報告書を作成し、厚生労働省に提出すること。また、事業完了後、別に定める事業実績報告書を作成し、事業完了の日から起算して1ヶ月を経過した日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には当該承認通知を受理した日から1ヶ月を経過した日)又は令和7年4月10日までに厚生労働省に提出すること。なお、本事業を実施した団体に対して事業の実施期間中又は事業完了後に必要に応じて事業の遂行状況等の調査を実施することがある。

## 13. 秘密の保持

本事業に携わる者(当該事業から退いた者も含む。)は、プライバシーに十分配慮するとともに、正当な理由がなく事業の実施により知り得た秘密を漏

らしてはならない。